

1. 要求水準書第5章. 第1節. 3. (1) に係るもの

業務の実施体制のうち統括責任者等の配置は以下のとおりとする。

(1) 統括責任者

- ①「第5章. 維持管理」で定める業務を統括して管理する統括責任者を1名置き、休館日を除き国立劇場で業務を遂行すること。
- ②統括責任者は、各業務の業務責任者が兼任をして業務を遂行することを可能とする。
- ③統括責任者が不在となる時間帯は、統括責任者の補佐役である統括責任者補佐を代替者としてあらかじめ定め（代替者を複数定める場合は、代替者の序列も定める。）、統括責任者不在時に統括責任者補佐が国立劇場で業務を遂行することにより、業務に支障が生じないようにすること。
- ④統括責任者は、大規模な集客施設（劇場、スタジアム、アリーナ、美術館、博物館、空港、複合商業施設等）における維持管理の責任者の経験を有する者を配置すること。

(2) 統括責任者補佐

- ①維持管理業務を統括して管理する統括責任者の補佐業務を行う統括責任者補佐を1名以上配置すること。
- ②統括責任者補佐は、各業務の業務責任者又は業務従事者との兼務を可能とする。

(3) 業務責任者

- ①各業務に業務責任者を配置し、業務従事者を取りまとめる。
- ②関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、業務の遂行に必要となる能力を有する者とする。
- ③単独で配置することを基本とするが、業務に支障がない場合には、他の業務の業務責任者との兼務を可能とする。
- ④業務に支障がない場合には、業務従事者との兼務を可能とする。
- ⑤業務責任者が不在となることにより業務に支障が生じるおそれがある場合は、業務責任者の補佐役である業務副責任者を代替者としてあらかじめ定め（代替者を複数定める場合は、代替者の序列も定める。）、業務責任者不在時に業務副責任者が国立劇場で業務を遂行することにより、業務に支障が生じないようにすること。

(4) 業務副責任者

- ①各業務を統括して管理する業務責任者の補佐業務を行う業務副責任者を各業務の要求水準書の記載に沿って配置すること。
- ②その他の業務についても、業務の必要に応じて配置すること。
- ③業務副責任者は、各業務の業務従事者との兼務を可能とする。

## (5) 業務従事者

- ①各業務に業務従事者を配置すること。
- ②関係法令に基づき必要となる資格を有するほか、業務の遂行に必要となる能力を有する者とする。
- ③業務従事者が休務した場合等にあっても、安全で安定したサービスが提供できる体制とする。
- ④振興会が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任する。
- ⑤業務に支障がない場合には、他の業務の業務従事者との兼務を可能とする。